

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日：平成 29 年 8 月 29 日

更新日：令和 6 年 9 月 11 日

1 作成者

住所(フリガナ)：(〒024-8501)岩手県北上市芳町 1 番 1 号

名称(フリガナ)：二子さといも協議会

代表者(管理人)の氏名：会長 渡邊 春彦

ウェブサイトのアドレス：<http://www.city.kitakami.iwate.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 野菜類

区分に属する農林水産物等：さといも

3 農林水産物等の名称

名称(フリガナ)：二子さといも、二子いものこ

4 明細書の変更

二子さといも協議会(以下「協議会」という。)は、法第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

(1) 構成員への周知・指導等

協議会は、構成員に対し、明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産地、品種及び栽培方法

生産者は、生産地、品種及び栽培方法を、生産行程管理適合性確認票(以下「確認票」という。)等に記録し、協議会へ提出する。

イ 出荷規格

(ア) 農協出荷分

協議会は、選果場での選果の際に出荷規格を確認し、出荷基準を満たしたものの記録として「出荷実績表」を保存する。

(イ) 個人出荷分

個人出荷者は、出荷規格の遵守状況を、二子さといも出荷管理票等に記録し、協議会へ提出する。

ウ 現地調査

協議会は、生産者が明細書に記載された生産の方法を遵守していないことが疑われる場合には、現地調査を行い、遵守状況を確認する。

